

取り残すごみ等の取り扱いについて

収集日において市が収集しないごみ等がごみステーションに排出されている場合には、以下の要領によるものとする。

- (1) 「分別されていないごみ」、「事業系と判断されるごみ」、「家電リサイクル法の対象品目[冷蔵庫・冷凍庫、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機]」等個別仕様書に定められた収集するごみ等以外の取り残すごみ等には、必ずルール違反シールを貼り付けて取り残し、収集運搬様式第4号「違反ごみ報告書」を用いて、違反ごみの状況やごみステーションの場所等を正確に記載したうえで、1日分の結果を3日以内に管轄する市クリーンセンターへ報告すること。
- (2) ルール違反シールには、違反内容、貼付者、貼付日時を明記して、市からの照会に対応できるよう記録すること。
- (3) ルール違反シール貼付後1週間以上経過したものは、可能な限り収集すること。なお、車両火災の原因となりうる特定品目（スプレー缶やリチウムイオン電池を含む電化製品など）（以下「特定品目」）が一部混入している違反ごみについては、特定品目を取り除き分別したうえで、違反ごみ、特定品目ともに収集すること。
ただし、違反ごみのほとんどが特定品目で占めているような、品目違いによる違反ごみはこの限りではない。
- (4) ルール違反シールを貼付して取り残すごみ等について、違反ごみを取り除く分別目的以外で調査等を目的とした開封等は行わないこと。また、本業務にあたり個人を特定したうえでルール違反シールを貼る、又は違反した相手方に対して受託者から直接連絡や指導する等の対応を行わないこと。
- (5) 次に掲げる違反ごみについては、管轄する市クリーンセンターへの違反ごみ報告書提出の際に、違反ごみ内容を具体的に記載したうえで「次回収集困難」にチェックを入れておき、次回収集時にも収集は行わないこと。
 - ア 排出禁止物
 - イ 家電4品目
 - ウ パソコン
 - エ 大型ごみ
- (6) 特定品目は誤って塵芥車で収集することがないよう、十分に注意すること。